

## 日影規制に係る既存不適格建築物の 増改築許可の同意についての会長専決基準

香 川 県 建 築 審 査 会

制定 昭和56年3月25日

改正 平成11年5月 1日

建築基準法（以下「法」という。）第3条第2項の規定により法第56条の2第1項の規定の適用を受けない建築物の増改築に関する同項ただし書の規定による許可に対する建築審査会の同意について、下記の各号に該当する場合は会長専決で行うことが出来るものとする。

### 記

#### 1. 敷地の環境条件

増改築後の建ぺい率及び容積率は、法定建ぺい率及び容積率の20%を減じたもの以下であること。

#### 2. 増改築する建築物の用途

増改築に係る建築物の用途は、その既存不適格建築物と用途不可分な関係にあつて全体の機能上必要欠くべからざるものであること。

#### 3. 日影の基準

(1) 基準時以後の増改築部分が基準時における建築物が法第56条の2第1項の規定による日影時間の限度を超えて日影を生じさせている部分の日影

時間を増加させないものであり、かつ、同項の規定による日影時間の限度を超える部分を増加させないものであること。

(2) 基準時以後の増改築部分が、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲に、法第56条の2第1項の規定により敷地境界線からの水平距離が

10mを超える範囲で生じさせてはならない日影時間を生じさせないものであること。

#### 4. 外壁の後退距離

増改築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、1.5m以上であること。ただし、隣地境界線からの距離が1.5m未

満の範囲内の増改築部分で、高さが4m以下であり、かつ、基準時以後の床面積の合計が50㎡以下であるものにあつてはこの限りでない。